平成２５年（フ）第１０３７２号
神奈川県横浜市都筑区東山田２丁目15―２
債務者　中村ゆかり
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４０５号
東京都世田谷区用賀２丁目27―10―201
債務者　内田　宗義
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４０９号
東京都足立区千住河原町７―15　河原ハイツ２Ｆ
債務者　宇山　沙理
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４２４号
東京都江東区大島２丁目38―６―201
債務者　平　　勝教
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４２６号
東京都大田区北千束３丁目８―１―206
債務者　谷川　清子
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３３号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―４―604
債務者　池田　直人
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３４号
東京都立川市砂川町８丁目86―16
債務者　遠山　　勉
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４２号
東京都豊島区池袋２丁目54―５―1307
債務者　片岡　琴路（旧姓西辻）
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４９号
東京都豊島区池袋２丁目67―５―204
債務者　澤山　逸海
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５７号
東京都北区滝野川７丁目16―３―201
債務者　羽賀　基顕
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５９号
東京都板橋区氷川町46―２
債務者　有賀　節男
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６３号
東京都杉並区高円寺南２丁目13―１―205
債務者　齋藤　幸男
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６５号
東京都渋谷区初台１丁目25―１―201
債務者　黒崎　慎治
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６６号
千葉県船橋市本中山３丁目19―４―203
債務者　小谷中英美（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４７０号
東京都板橋区前野町５丁目21―４
債務者　白馬　明輝
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４９８号
埼玉県所沢市日吉町６―１―305
債務者　田倉　英律
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部